

平成29年1月26日

案件情報の変更について

下記のとおり案件情報を一部変更します。現在、財団ホームページに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正いただきますようお願いいたします。

記

1 対象案件

調達件名 堺市立榎文化会館で使用する電気

2 変更内容

入札説明書

訂正箇所	訂正内容	
2 競争入札参加資格	訂正前	(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けた者又は同法第16条の2第1項の規定により特定電気事業の届出をした者(以下「特定規模電気事業者」という)であること。
	訂正後	(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
2 競争入札参加資格	訂正前	(7) 特定規模電気事業者にあつては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
	訂正後	(7) 需要施設の予定使用電力量を供給するのに十分な電源を確保している者であること。
2 競争入札参加資格	訂正前	(9) 入札に参加しようとする電気事業者が、供給約款を定めている場合にあつてはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあつては電力の供給条件が、一般電気事業者が電気事業法第19条第1項の規定により経

		<p>経済産業大臣の認可を受けた供給約款に準じた内容のものであること。</p>
	訂正後	<p>(9) 入札に参加しようとする電気事業者が、供給約款を定めている場合にあつてはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあつては電力の供給条件が、一般送配電事業者が電気事業法第18条第1項の規定により経済産業大臣の認可を受けた供給約款に準じた内容のものであること。</p>
8 その他	訂正前	<p>(5) 落札者が、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者であるときは、堺市内を接続供給の供給区域とする一般電気事業者と電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結することが契約条件となる。</p>
	訂正後	<p>(5) 落札者が、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者と電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結することが契約条件となる。</p>
8 その他	訂正前	<p>(8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。</p>
	訂正後	<p>(8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める約款によるものとする。</p>

入札参加資格確認申請書

訂正箇所	訂正内容	
3 添付書類	追加	④組合員名簿の写し（組合で参加する場合に限る）

安定供給確約書

訂正箇所	訂正内容	
前文	訂正前	<p>私は、平成29年1月20日付公告で調達する電気の供給の入札において落札者となった場合には、<input type="checkbox"/>一般電気事業者 <input type="checkbox"/>特定規模電気事業者 として、誠意をもって電気の安定供給に努めることを確</p>

		約します。
	訂正後	私は、平成 29 年 1 月 20 日付公告で調達する電気の供給の入札において落札者となった場合には、小売電気事業者として、誠意をもって電気の安定供給に努めることを確約します。
注意書き	訂正前	注 1 本文かっこ書きは、堺市内を接続供給の供給区域とする一般電気事業者の場合には削除します。 注 2 上記 5 に係る別紙は任意様式とします。 上記 5 の内容は、電源所在地、当該電源の出力、電気の送電方法その他契約上必要と認められる事項を必ず記載するものとします。 なお、堺市内を接続供給の供給区域とする一般電気事業者については、提出する必要はありません。
	訂正後	注 1 本文かっこ書きは、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者の場合には削除します。 注 2 上記 5 に係る別紙は任意様式とします。 上記 5 の内容は、電源所在地、当該電源の出力、電気の送電方法その他契約上必要と認められる事項を必ず記載するものとします。 なお、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者については、提出する必要はありません。

仕様書

訂正箇所	訂正内容	
2. 仕様	訂正前	(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく 賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。
	訂正後	(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく

		<p>賦課金</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める約款によるものとする。</p>
--	--	--

電力供給契約書（案）

訂正箇所	訂正内容	
第2条	訂正前	<p>(3) 契約金額 別添1 契約料金表（以下「料金表」という。）のとおり</p> <p>なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件により、支払うものとする。</p>
	訂正後	<p>(3) 契約金額 別添1 契約料金表（以下「料金表」という。）のとおり</p> <p>なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件により、支払うものとする。</p>
第9条	訂正前	<p>受注者が、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者であるときは、自己と堺市内を接続供給の供給区域とする一般電気事業者との間に、自己がこの契約に基づき電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。</p>
	訂正後	<p>受注者が、自己と堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者との間に、自己がこの契約に基づき電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。</p>